

第423回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和5年3月16日(木) 13:00～13:23

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第423回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出について」に関しまして、池田取引監視課長から説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　資料3を御覧ください。

本件届出は、みなし小売電気事業者6社から届出のあった、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の引き上げを小売規制料金に反映させるためのものでございまして、

前回委員会におきまして、料金制度専門会合において中立的、専門的、客観的な観点から御確認を頂くこととなったものでございます。

その結果が、昨日開催された専門会合におきまして、いずれの申請についても、レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の変動分を特定小売供給約款料金におおむね機械的に当てはめているということが確認されまして、その他、変更命令の発動要件に抵触しない、すなわち料金の変更内容として、託送料金の額の増加への対応以外の目的による変更を含んでいないですとか、差別的な料金設定をしているものではないということが確認されたところでございます。

このため、別紙の案のとおり、経済産業大臣に対して、本届出の内容に異存はない旨を回答することとしたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2「みなし小売電気事業者による特定小売供給約款の認可申請に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について(案)」に関しまして、池田取引監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長      資料4を御覧ください。

現在、小売電気事業者みなし小売電気事業者7社の小売規制料金の引き上げについて、料金制度専門会合で御審議いただいているところでございますが、今般の料金改定申請が、為替変動を含めた燃料価格の高騰ですとか、それを受けた卸電力市場価格の高騰等が原因である一方、これら価格が大きく変動してございまして、足元では、申請時点よりも

低い水準にあるといったことについて、専門委員からいろいろ問題の提起があったのを初め、国民の声でも、為替、燃料価格は下落しており、そのまま認可すべきではないといった御意見が寄せられ、さらに消費者庁からも、時点修正を行うべきではないか、あるいは燃調の基準価格も、より低く設定することが望ましいのではないかとといった御意見が寄せられまして、さらに、先月24日には、総理から直近の為替や燃料価格水準も勘案するなど、厳格かつ丁寧な審査を行うよう御指示があったところでございます。

このようなことを踏まえまして、料金制度専門会合では、この3月3日、そして15日の2回にわたりまして、燃料費等の採録期間に関する議論が行われたところでございます。

その結果が、添付で付けさせていただきました専門会合の資料になりまして、スライド4でございますが、その結果、燃料費の算定期間をどうしても燃料費調整制度によって変わらないのですが、昨今のいろいろな御意見を踏まえれば、直近のものをできるだけ使うほうが説明はしやすい、あるいは燃調で上限価格を除けば中立になるといったことについて理解を得ることに、とても大きなハードルがあることも事実であるといった御意見が出されまして、スライド5のとおり、燃料価格の採録期間を直近の3か月（2022年11月～2023年1月）として再算定するという案が支持されたところでございます。

また、卸価格のアップデートにつきましては、現状の申請内容としては、スライド10の1つ目のポツのとおり、3つの方法が存在しているところ、基本的な考え方は統一すべきという御指摘がございまして、フォワードルッキングという算定方法、料金算定の考え方に照らせば、電力先物価格を用いることが説明性は高い一方、先物価格だと月単位のデータになり、コマ別の価格を算定する際に恣意性が入る可能性があるといった点が議論されました。

その結果、直近の電力先物価格を採用しつつ、コマ別の価格を算定する際に恣意性が働かないよう、算定方法を具体的に示したらよいという結論になりました。

具体的には、12スライドのとおり、例えば2023年4月ですと、東エリアでは15.06円ということになりますが、次の13スライドのとおり、これは去年4月の卸電力市場のエリアプライスの実績値を使いまして、その値動きを15.06円に合うようにプロラタに伸縮させる、つまり各コマの一つ一つに、15.6円／21.65円を掛けることを各月において行うということでございます。

以上、18ページのとおり、燃料価格及び卸電力市場価格を変更して料金の再算定を行う場合、料金算定の前提が大きく変わることに加えまして、燃料費調整制度における基準価

格の採録期間を2022年11月から本年1月にそろえる必要がございます、省令では「燃料費調整制度における基準燃料価格の算定は、申請の日において公表されている直近3か月の燃料価格を用いること」とされていることも踏まえ、ここで委員会に審議状況を報告いたしまして、各事業者において、一度この時点で補正を行うこととしてはどうかという結論、結果になったものでございます。

これを受けた委員会の対応でございますけれども、メインの2ページでございますが、本申請の過程における当委員会の意見として、別紙（3ページ）のとおり、「本件については、料金算定規則の規定に基づき、原価等を算定するに当たり別添の議論を勘案し、本日時点で入手可能な直近の燃料価格、卸電力市場価格及び電力先物価格を踏まえて、原価等を再算定することが適切であると考え」と、経済産業大臣に一次回答として回答を行うとともに、引き続き専門会合によって、本申請に係る審査を継続することとしてはいかがでしょうかということでございます。

御説明は、以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

岩船委員、お願いします。

○岩船委員      私は、基本的には、直近の燃料費を計算し直すというのは、正直言って反対です。料金制度専門会合での議論も理解できるのですが、やはり燃料調整費が理解されていないということに対する対応として、計算し直すというのは本質的ではない対応かなという印象があります。

一般の消費者からの誤解が多いというのは理解できるのですが、公聴会で、例えばこのことを説明しても理解してもらえなかったのでしょうか。そこは質問ですけれども、少なくともじかにそこを公聴会で説明すれば、それなりには分かってもらえそうな気がするのですが、その点はいかがでしょう。公聴会の様子を教えていただければと思います。

以上です。

○横山委員長      ありがとうございました。

それでは、事務局からお願いします。

○池田取引監視課長      公聴会では、まず冒頭、電気料金制度の仕組みについて御説明を

するのですが、まずそこで、燃料費調整制度についても時間を割いて説明をして、さらに個別の対応でも、燃調制度によって下がるということは、毎回毎回御説明しているところでございます。

○横山委員長     ありがとうございました。

岩船委員、いかがでしょうか。

○岩船委員     それに対する反応はどうなのでしょう。

○横山委員長     圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員     私も専門会合に出ている委員として、2つ公聴会に出てきましたけれども、まあ全く理解されていないに等しい感じです。池田課長がおっしゃったように、最初に燃料費調整制度というのはこういうもので、燃料価格が上がったら、期ずれがあつて料金が上がるし、下がったら下がるしという説明をちゃんとしているのですが、その説明をした上で、それでも、私が行ったときは消費者団体からでしたが、「燃料価格が下がったら電気料金は下がるんですか？」と、また聞かれたのです。

だから、本当に根本的に理解してもらうのはハードルがとても高いと、現場に出て実際に感じました。

以上です。

○横山委員長     ありがとうございます。

岩船委員、いかがでしょうか。

○岩船委員     それは、確かにそうだと思いますけれども、直近3か月をとるか、申請前の3か月をとるかということの差はないのだということも、やはり理解してもらえないということなのではないでしょうか。

○圓尾委員     そういうことだと思います。つまり燃料価格が下がって料金も下がるということが理解できていないのに、この2つが本質的に同じだと理解できるわけがないと思います。その前段階でつかえてしまっているということだと思います。

だから、専門会合の平場でも、昨日は欠席したので、3日の日にお話ししましたが、再計算は電力会社にすごい負担になるので、本当に申し訳ないが、一方で、これは本質的には一緒です、基準価格が変わっても、例えば5月から料金が変わったときの、その電気料金水準は一緒ですと理解してもらうための、その労力は相当なものになる。どちらをとるかということ、電力会社さんの負担をお願いするしかないのかなと思ったところです。

○岩船委員     ありがとうございます。その判断は仕方ないことなのかもしれないですし、私も最終的にはその方向で、と思うのですが、ただ私は、これはやはり反対です。本質的ではないことにずっと対応していくというのは、やはりそこはルールを作っていく人としてどうなのだろうと思っております。意見を言わせてください。

その上で、この燃料価格の調整制度や、それからあと、規制料金の話ですね。そのあたり、もう少し分かりやすく電取委のホームページ等で、何らか、もう少し情報発信をする必要も、私はあると思っています。

それで、今回の選択は仕方なかったけれども、ただこれは、本質的には最終的な小売価格に影響を与えるものではないのだということは、どこかできちんと意思表示をしていたきたいなと思います。理解されるか、されないか、まあ理解されるようにお願いしたいのですが、せめて分かりやすいホームページを作る努力はしていただきたいと思います。

以上です。

○横山委員長     ありがとうございました。

それでは、事務局からお願いします

○池田取引監視課長     すみません、御説明が不足してしまして失礼しました。

今回、この方針をとるということは、理解を得ることを諦めるという趣旨では決してございませんで、委員おっしゃられるとおり、引き続き燃調制度についての理解を深めていく発信努力というのはしていきたいと思います。

また、公聴会とか消費者委員会の公共料金等専門調査会に御出席された消費者の意見とかを聞いて感じるということのは、やはり制度が全体に複雑でよく分からないと、だから、制度が分からないから意見も出せないし、あるいは違う意見が出てくるみたいなのところがありますので、やはりちゃんと分かりやすい普及啓発というの、今後工夫していきたいと思っております。

○横山委員長     ありがとうございました。

そのほかに御意見、いかがでしょうか。

北本委員、お願いします。

○北本委員     私も、今の議論の本質は、やはり、あまり伝わっていないことだろうというふうに思います。特に、燃料が下がった後には調整されるというのはあるので、あまり関係ないのかなと思って、最初聞いていたのですが、今考えると、一番最初に払った高額の分というのはどこかで取り戻せるかということ、永遠に、結局高いスタートで来たら、そ

の翌月は回収できるけれども、最初の分は取り返せないというのは、もしかしたら消費者心理としてはあるのかなとは、一旦思います。

ですので、スタートを低くスタートさせて、その分、1回目だけでも少なく払うという感覚なのかもしれません。

あともう一つ、今回、燃調の分は調整できるからいいのですが、購入電力のようなものは、燃調制度のような調整が入らないという点では、その部分の価格については多少抑えられるのではないかとというふうには理解していますが、この理解で合っていますかね。

○横山委員長 事務局、いかがでしょうか。

○池田取引監視課長 2つ目の点については、まさにおっしゃるとおりでございます。

あと、最初の点については、燃料費調整制度というのは、料金引き上げの瞬間から利いておりますので、発射台が高ければ燃調で引かれる部分が大きくなって、結果、最初の部分も変わらないという理解ではないかというふうに思います。

○北本委員 私の言いたかったのは、あまり本質的な話ではなくて申し訳ないのですが、例えばこの12か月だけ契約する人がいたとしたら、最後の燃調で調整する後ろの月の分は、もしそこが下がっていたら、そこは回収できないので、要はずっと使い続ける観点であれば一緒ですけども、実際に期限を区切って使う前提で考えると、そういう効果があるという感じですね。そういった方は少ないかもしれませんが。

○池田取引監視課長 すみません、3～5か月前の平均を使っているからということですか。

○北本委員 そうですね、だから、たまたまこの事業をこの1年だけやって、この最初の月に高いのが来たときに、まあやめたときには安い恩恵を受けたじゃない、みたいな、そういうイメージです。

○池田取引監視課長 はい。

○横山委員長 ありがとうございます。

それでは、新川事務局長からお願いいたします。

○新川事務局長 先ほどの今回の再計算が、基本的な燃調制度があるので料金に中立というのは、そのとおりではあるのですが、燃調には1.5倍の上限というのがございまして、それは、基準をどこにとるかということによって変わってくるものでございます。

したがって、今回の採録期間の変更というのは、全く中立的ということではございませんで、1.5倍の上限については、これによって数字が変わることになります。

消費者庁におかれては、それも理解した上で、この数字を直近のものにすべきではないかという御意見をされているというふうに理解をしておりますので、岩船委員の「本質ではない」というところにつきましては、実は、そういった部分の変更も、内容が変わることもあるということについて御説明をさせていただきました。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(意見等：なし)

それでは、岩船委員の御反対というのは、基本的な考え方がちょっとおかしいのではないかという御反対ということであって、私の理解では、今回のこの（案）については、今回だけ、こういうふうに調整をするという一次回答については「やむなし」というお考えだというふうに、後のほうの御発言で思ったのですが、そうではないですか。

○岩船委員　　「やむなし」という意見です。ただ、意見を言いたかったということです。

その1.5倍の上限価格の話も理解できるのですが、でも、これまでその上限に達してしまっただけ、もしこの1.5倍の上限も取り払われるのであれば、確かにいいのかもしれないですけども、そこも、私は実は逆に気になっていたところではありました。

でも、皆さんの意見がこういう方向だということも理解しますし、消極的ではありますが、賛成いたします。

以上です。

○横山委員長　　ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見がないようですので、事務局から御説明がありましたとおり、経産大臣への意見回答、一次回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

ありがとうございました。

異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に一次回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

(発言等：なし)

ございませんようですので、これにて第1部を終了といたします。

どうもありがとうございました。

——了——